

令和7年7月1日から

定期報告制度(※1)の調査・検査内容が見直されました

国土交通省の告示が改正され、令和7年7月1日から、定期報告制度の調査・検査内容が見直されます。(国の制度見直しの詳細は、国土交通省ホームページに掲載されています。)

☆本市における変更点

成田市では、国の告示改正に伴って、定期報告に係る市の規則(※2)を改正して施行します。(令和7年7月1日施行)

- 国の告示改正により、建築物から建築設備へ移動した調査項目について、本市が建築設備の定期報告対象としていないもの(「換気設備」・「可動式防煙垂壁(自然排煙に限る)」・「非常用の照明装置(蓄電池内臓型に限る)」については、引き続き建築物の定期調査による報告が必要となります。
- 常時閉鎖式防火扉について、国の告示改正により、防火設備の定期報告における調査項目となりますが、定期報告の時期については、本市では今までどおり、建築物の定期報告を行う年(2年または3年)となります。

なお、提出が必要な定期報告の種別(※3)が、変更になることはありません。(ただし、様式と「調査結果表」等は改正されます。)

(※1) 建築基準法第12条第1項又は第3項に基づく定期報告制度

(※2) 市規則：成田市建築基準法施行細則

(※3) 定期報告の種別：「建築物」「建築設備」「防火設備」「昇降機等」

Q & A (調査者・検査者向け)

Q いつから調査・検査項目が変更になりますか。

A 調査・検査年月日が、令和7年7月1日以降となる場合は、改正後の内容で調査・検査をしてください。

A 令和7年7月1日以降に調査・検査して提出する定期報告書については、必ず改正後の様式と「調査結果表」、「検査結果表」で作成してください。

Q 今回の見直しで、新たに調査が必要となる設備はありますか。

A 今回の法改正の目的は、調査項目の重複の解消や合理化です。調査項目が新たに追加されたり、調査が必要な設備が増えることはありません。